

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

### 香川県人事委員会規則第18号

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）						
	職種	基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給		職種	基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給
1	略					1	略				
2	第2条第2項の職	<u>栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職</u>				2	第2条第2項の職	<u>栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職</u>			
3～6	略					3～6	略				
備考 略					備考 略						

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。